

# ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 報告書概要 (案)

## ストーカー行為等の現状及び検討の方向性

### 1 ストーカー行為等の現状

- ・ 認知件数、検挙件数、警告・禁止命令等の件数は、いずれも法施行後最多
  - ・ 平成25年ストーカー規制法改正
- 依然として重大事案が相次いで発生
- **警察・関係機関による更なる対策が急務**

### 2 検討の方向性

- 被害者支援団体、ストーカー事件御遺族等からヒアリングを実施  
現行のストーカー規制法はストーカー対策に一定の効果を有しているが、
- ・ **ストーカー規制法によるストーカー行為等の規制を更に有効なものとするためにはどうすればよいか**
  - ・ **ストーカー行為等の規制に限らず、どのような効果的な対策を行うことができるか**
- という方向性から、ストーカー対策全般について幅広く議論

## ストーカー行為等の規制の在り方

### 1 規制対象行為の拡大等

- (1) SNS等を利用したつきまとい等
  - ・ SNS等を用いたつきまとい等を法の規制対象とすることを検討すべき
  - ・ 将来を見据えて意思の伝達手段を包括的に規制する方向で検討すべき
- (2) 「はいかい」行為  
「はいかい」行為を法の規制対象とすることを検討すべき
- (3) 目的要件  
目的要件を撤廃する必要性や撤廃した場合の問題点等について、今後の課題として更なる研究が必要

### 2 禁止命令等の制度の見直し

必要な手続を確保しつつ、より迅速かつ効果的な命令を発出できるような制度を検討すべき

### 3 ストーカー行為罪の罰則の強化等

- (1) 罰則の強化  
国民生活に重大な脅威を及ぼしているストーカー行為の抑止を図るため、刑法等の罰則との均衡に配慮しつつ、罰則を引き上げることを検討すべき
- (2) 非親告罪化  
現在では、ストーカー行為は重大な犯罪につながるおそれが強いものと認識されていることや、被害者保護のため迅速な取締りや捜査が求められていることから、非親告罪とする方向で一層の議論がなされるべき
- (3) 常習累犯規定  
刑法の再犯加重規定との関係、ストーカー行為自体が行為の反復を予定していること等を踏まえれば、慎重な議論が必要

## 加害者対策の在り方

- ・ 精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を推進し、より効果的な加害者対策につなげることを期待
- ・ 関係省庁・医療機関等が連携し、様々な段階で加害者に更生プログラムを実施することについて検討すべき

## 被害者等を支援するための取組み

警察のみならず、教育・司法・福祉・医療等の関係機関や民間団体等も積極的に関与し、社会全体で行なわなければならない

### 1 支援体制の整備

- (1) 都道府県警察における体制整備  
相談・保護等へ対応するため、警察官の大幅な増員が必須。被害者の多くは女性であることなどを考慮すれば、特に女性警察官を中心とした体制の抜本的増強を検討する必要
- (2) 各機関における体制整備  
早い段階で相談できる機関や、被害者支援の中心となる機関の設置、関係機関による情報提供及び支援体制の拡大・充実が必要

### 2 被害者の避難場所の確保等

一時避難場所を全国的に確保するために必要な連携体制整備等の措置、長期的避難のための支援措置を検討すべき

### 3 被害者情報の保護

職務関係者による被害者の秘密保持を徹底するための取組を推進する必要  
住民基本台帳閲覧制限等支援措置の厳格な運用を図る必要  
被害者情報が行為者に渡ることを防止のための措置を検討すべき

### 4 被害者等に対する情報提供等

警察や関係機関による事案の特徴・防止策等の周知・啓発が必要  
被害実態等の把握のための調査研究の推進について検討すべき

### 5 ストーカー予防のための教育等

教育現場におけるストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育、教員等への研修が必要